

市区町村から見た容器包装リサイクル法の見直しの視点

(社)全国都市清掃会議

1 事業者責任の徹底を図ること

(1) 循環型社会推進基本法の定める事業者責任の徹底

3Rを推進する責務・回収(分別収集・選別)、再生(再商品化)の責務

(2) 市区町村は、リサイクルの全工程のうち最も費用のかかる分別収集・選別部門の役割を担っている。

(3) 市区町村の税金でリサイクルを賄う制度を改めること。併せて、小規模事業者の市区町村負担の制度を改めること。

(4) 分別収集・選別の物理的負担を市区町村が引き続き担うとするかは、見直しの一つの論点であるが、市区町村が持つ既存の人員・機材を活用することは社会経済的に見て合理性があるものと考えている。

2 容器包装廃棄物の発生抑制を効かせること

(1) 特定事業者の再商品化義務量の決定方法の見直し

(2) ワンウェイ容器の抑制とリターナブル容器の普及を図る。

3 住民にわかりやすい制度とすること

(1) 容器包装と非容器包装の区分の見直し

(2) リサイクルしやすい素材の単一化を進めること。